

法律知識 No.51



弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。

Q

国立公園内の事故について、国や県に賠償責任を問えるか

2年ほど前、国立公園内の遊歩道上の石に腰掛けて昼食を取っていたところ、頭上からブナの枯れ枝が落下してきて重傷を負い、体に麻痺などの障がいが残りました。事故が起きた土地は国有地であり、ブナの木は国が管理していました。また、県は、遊歩道の土地を国から借り受け、柵や階段を設けて遊歩道を整備し、管理していました。現在、国と県の両者に対して治療費などの請求を行っていますが、国は遊歩道について、県はブナの木についてそれぞれ自己の管理責任を否定し、共にブナの枝が落ちることは予見できなかつたと主張しています。



事故当日、風はほとんどありませんでした。遊歩道はブナの枝に広く覆われており、歩いている人は常に枝が落ちてくる危険にさらされている状態でした。また今回、事故が起きた地点は、近くに売店やベンチがあり、人が多く集まる場所でした。枝が落ちたブナは、事故直後の調査で立ち枯れの状態であると確認され、事故当時も同じ状況であったとみられています。

今回の事故の前から、国と県は、遊歩道の安全性を確認するため、合同で年1回、点検を行っていましたが、危険な木として伐採するのは数本程度だったようです。しかし、事故後の点検では、毎年100本以上の危険な木が伐採されており、事故の前の点検は不十分なものだったのではないかと思います。このような状況でも、国や県は、責任を負わないのでしょうか。

A

一般的に、自然の状態に近い登山道などでの事故であれば、管理者などが責任を負う可能性は低いですが、今回のように「物的設備」を設けた場合、管理者は、道路などの場合に近い責任を負うと考えられます。

事故後の調査で、ブナが立ち枯れしていたことが判明しており、事故後の点検で、実際に多数の危険な木が発見され伐採されている状況からすると、適切に点検を行っていれば、今回、枝が落ちたブナが危険な木であることが分かった可能性は高いと考えられます。さらに、多くの人が集まる場所であったことなども考慮すれば、風がなくても枝が落ちるおそれがあるブナが放置されていた遊歩道には、瑕疵があったものと考えられます。このため、危険な木の点検を適切に行い、国に伐採を勧めるなどの措置を講じなかった県については、賠償責任が認められる可能性が高いといえます。また、樹木の管理者には、樹木による危険が生じないよう管理する責任があるため、今回のように、人が多く集まる場所に枝が落ちるおそれのある木が存在するにもかかわらず、危険防止措置が講じられない場合、樹木の管理者である国も、賠償責任を負う可能性が高いといえます。以上のことから、今回の場合、国と県は連帯責任を負うと考えられます。

ここからは広告です。